

教保体第283号
令和4年4月21日

各県立学校長 殿

高校教育課長
特別支援教育・児童生徒支援課長
保健体育課長

「新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請」に基づく
部活動について（通知）

県内の高等学校における感染状況につきましては、令和3年度修了式以降、運動部活動に関連するクラスターが複数発生したことを受け、運動部活動における感染防止対策の注意喚起をお願いしてきたところであります。

このような中、各学校では部活動について、生徒の健康に配慮し段階的に取り組んでいただいているところでありますが、県高校総体等を来月に控える中、感染防止対策を講じながら実践的な活動を行えるようにする必要があります。

つきましては、令和4年4月23日からの部活動については、次のとおりとしますので貴所属職員への周知・指導をお願いします。

なお、令和4年4月5日付け教高第115号については、「(3)部活動」の箇所限り本日付で廃止するとともに、今後の状況等の変化に応じて、本通知の内容を変更することがあることを申し添えます。

- 感染拡大防止の実効性を担保するため、必要最小限の活動に留めること。
 - ・ 活動する際は、十分な感染防止対策を講じたうえで「運動部活動再開ガイドライン Revise 6.0（令和3年7月15日）」、「文化部活動再開ガイドライン Revise 6.0（令和3年7月15日）」の「6 地域の感染レベルを踏まえた部活動の段階的な進め方」で示す第6ステージまでの活動を可能とする。
 - ・ 教育内大会等※（上位大会含む）への出場については、生徒、保護者と十分に相談のうえ、参加の是非を検討すること。
 - ※ 教育内大会等
中央競技団体主催の山梨県代表、日本代表等の選考による大会や国民体育大会など、進路資料になると考えられる活動。
- 活動中の具体的な感染防止対策
 - ・ 手洗いをしっかりとすることや個人のラケット等の用具の使い回しをしないことなど活動中の基本的な感染防止対策を徹底すること。
 - ・ 運動時においては、生徒の体調管理に留意しながら、原則としてマスクを着用した状態を維持すること。その場合には、例えば、インナーフレームの活用や運動強度の調整などにより工夫することが考えられる。なお、今後は気温が高くなることが想定されることから、健康被害の防止に留意すること。

- ・ ラグビーや柔道など密集・密接となる場面が想定される競技や場面においては、試合時間や点数など規定のルールにとらわれない活動を工夫すること。
 - ・ 体育館などの屋内競技については、窓を開放して大型扇風機等を活用するなど換気に留意して活動すること。
 - ・ 教師等が技術説明を行うなど、身体活動を伴わない場面ではマスクを着用すること。
 - ・ 活動中の不必要な大声や接触を避けること。
 - ・ 部室等の利用は短時間として一斉に利用することは避けるとともに、着替え等の際にマスクを外す時間はできる限り短くするよう努めること。
 - ・ 部活動前後における集団での飲食等は控え、部活動終了後はすみやかに帰宅すること。
- 県内外での交流活動の配慮事項
- ・ 生徒・保護者等と共通理解を図った上で、その必要性を学校の感染状況等を踏まえ慎重に判断すること。
 - ・ 屋内競技において県内で交流する場合は、窓を開放し大型扇風機等を活用するなど換気に留意して活動すること。また、県外で交流する場合は、可能な限り空調設備が整っている会場を利用すること。
 - ・ 移動に伴うリスク管理については、「運動部活動再開ガイドライン Revise 6.0（令和3年7月15日）」等を参照し適切に対応すること。
 - ・ 着替えや飲食など部活動前後におけるマスクの着用を徹底すること。
 - ・ 昼食時の黙食など休憩時における感染防止対策を徹底すること。
 - ・ 交流活動における感染防止対策について、相手校と相互に確認すること。
 - ・ 健康チェックシート等の提出や用具の定期的な消毒など中央競技団体等が策定したガイドラインを参照するなど、活動中の感染防止対策を徹底すること。

高校教育課 電話 055-223-1769 特別支援教育・児童生徒支援課 電話 055-223-1752 保健体育課 電話 055-223-1783
